

平塚市企業立地促進補助金のご案内

平塚市では、工業の活性化を図るため、事業所の新增築に対する支援策を実施しています。

対象事業所

対象業種 <small>(適用業種は、日本標準産業分類による)</small>	・製造業(付随する研究所も含む) ・情報通信業 ・自然科学研究所 上記の業種でも、対象となる事業所で小売業に該当する事業を行っている場合は除きます。
対象区域 <small>(法令等の規定により立地が認められる場合に限り)</small>	工場等を含む立地の場合 ・工業専用地域 ・工業地域 ・準工業地域(敷地 9,000 m ² 以上) ・五領ヶ台研究・研修パーク(めぐみが丘) ・ツインシティ大神地区 ・市街化調整区域
	本社みの立地の場合 (商業登記上の本店で、工場等を併設していないもの) ・全市域

支援内容(施設整備助成)

施設整備助成

市内への新規立地や既存工場の増築などに助成します。

支援要件	固定資産(土地、家屋、償却資産)の取得に要する費用が、 中小企業5千万円以上、大企業3億円以上であること <u>家屋の取得が必須になります</u>
助成内容	新しく取得した部分の固定資産税等相当額の2分の1を以下の期間助成します。 ・土地の取得がある場合：7年間 ・土地の取得がない場合：5年間 また、一定の条件を満たすと「市内発注奨励助成」と「企業立地奨励助成」を利用できます。 ただし、助成限度額は累計5億円までとなります。

申請者について

申請者は、対象の固定資産(土地、家屋、償却資産)にかかる税金の納税義務者となります。固定資産ごとの納税義務者が異なる場合は、一定の資本関係にあるなどの条件を満たせば対象となります。

施設整備助成の上乗せメニュー（施設整備助成が必須です）

市内発注奨励助成

施設整備助成において、家屋・償却資産を市内企業に全額発注、支払した場合は、初年度に限り対象固定資産税等相当額の2分の1を助成します。

企業立地奨励助成

施設整備助成において、研究所や情報通信業の用地、又は5,000㎡以上の用地を取得した場合は、初年度に限り対象固定資産税等相当額の2分の1を助成します。

環境設備助成

施設整備助成とあわせて太陽光発電設備など環境配慮のための設備を導入した企業に対して助成します。

支援要件	事業所の新設や増築にあわせて、雨水活用設備・太陽光発電設備・風力発電設備のいずれかを設置すること
助成内容	<ul style="list-style-type: none">・雨水活用設備 貯水量1㎡につき5万円を乗じた額（限度額100万円）・太陽光発電設備 発電能力1kwにつき10万円を乗じた額（限度額300万円）・風力発電設備 発電能力1kwにつき5万円を乗じた額（限度額100万円）・蓄電設備 設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額（限度額100万円）

対象設備

- ・雨水活用設備 雨水を貯留し、水洗トイレの洗浄水、空調冷却等への補給水、散水等に活用する設備で、有効貯水量10㎡以上のもの（ただし、専ら防火用水を目的としたものを除く。）
- ・太陽光発電設備 太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーをインバータ等により、電気に変換する設備で、その発電能力が10kw以上のもの
- ・風力発電設備 風の力で羽根を回転させることにより、発生した電気を使用できる設備
- ・蓄電設備 再生可能エネルギーで発電した電力を貯め、敷地内施設で利用する設備

新規雇用助成

施設整備助成とあわせて市内在住者を一定期間以上雇用した企業に対して助成します。

支 援 要 件	事業所の新設や増築にあわせて、当該事業所で市内在住者を1人以上（平成29年度から大企業も1人目から対象）常用の従業員として雇用し、一定期間以上雇用を継続すること
助 成 内 容	・ 中小企業は1人あたり50万円、大企業は1人あたり30万円 ・ さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者又は20歳未満、60歳以上の場合は、1人あたり20万円を加算 ・ 助成限度額は1,000万円までとなります。

注意事項

- ・ 操業日の3か月前の日から1年間に雇用された方が対象となります。
- ・ 常用の従業員とは、期間の定めのない労働契約によって雇用され、1週間の所定労働時間が35時間以上の方をいいます。
- ・ 退職者の再任用や他の事業所からの配置転換は対象外となります。
- ・ 「一定期間以上」とは、少なくとも適用申請から交付申請までの間（最低1年以上）を示しますが、交付決定後も継続して雇用されていることが望まれます。

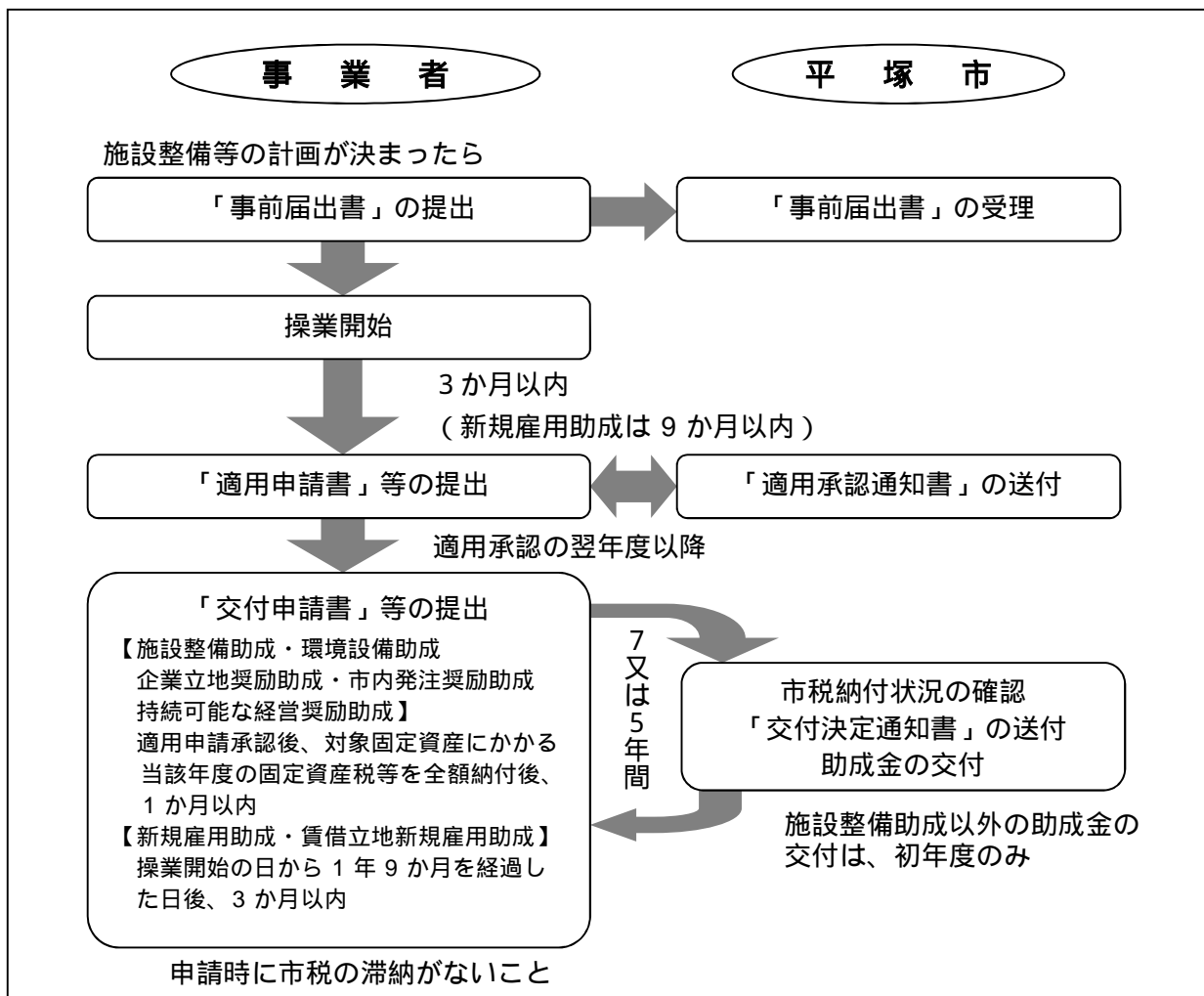
持続可能な経営奨励助成

施設整備助成を受ける企業が、次の条件を満たす場合に、1件当たり30万円を助成します。

- ・ 環境マネジメントシステムの認証を取得している。
- ・ 事業継続計画（BCP）を策定している。
- ・ イクボス宣言企業として本市に登録されている。又はくるみん認定等を受けている。
- ・ 事業所内保育施設を設置し、運営している。
- ・ ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。
- ・ 平塚市の地方創生（地域再生計画）に係る事業を行っている。

（注）同一の条件に対する助成は、1回限りです。

企業立地促進補助金の申請の流れ



企業立地促進補助金 Q & A

Q：施設整備助成の交付申請の手続き時期は？

A：固定資産税等の納期は、第1期が5月末日、最終の第4期が11月末日となっています。一括納付される企業の場合は5、6月頃、分割納付される企業の場合は11、12月頃に交付申請書を提出していただくのが目安となります。

Q：新規雇用助成の交付申請の手続き時期は？

A：作業開始日から1年9か月経過した日から、3か月以内に交付申請書を提出してください。1回限りの助成となります。

Q：申請に必要な書類は？

A：平塚市のホームページに様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、必要な添付書類は、各様式の下段に記載していますのでご確認ください。

【企業立地促進補助金に関するお問い合わせ先】

産業振興部 産業振興課 企業支援・労政担当 TEL：0463-21-9758
 ホームページ：で検索！